

公的ローンも全額控除対象に

■住宅取得促進税制の拡充

大都市を中心とした地価の高騰を背景に、マイホームを手に入れることがますます困難になったり、取得後のローンの支払いが、家計の大きな負担となったりしています。こうした負担を少しでも軽減しようと、昭和六十三年度の税制改正により、住宅取得促進税制が大幅に拡充されました。

大都市を中心とした地価の高騰を背景に、有効に活用したいもの告をして、有効に活用したいもの告です。

六十二年一月以降の入居者
今回拡充された制度が適用されるのは、取得した住居に昭和六十三年一月一日以降に入居した人に限られます。

昭和六十一年度にスタートしたこの制度は、ローンの年末残高の一定額を税額控除の対象とするものですが、今回の改正では控除対象の範囲を拡大したほか、家の増改築工事をした場合も控除が受けられるようになったことが主なポイントです。これらの利点をよく理解したうえで、忘れずに確定申

公的ローンの控除額が二倍に

さて、今回の制度拡充の最大の柱は、税額控除の対象が大幅に拡大された点にあります。つまり、従来は住宅取得の年末ローン残高のうち、控除の対象となるのが民間ローンの全額と住宅金融公庫など公的ローンの半額だったのが、民間ローンに加えて、公的ローンも全額対象となりました。

控除率が一%、適用期間が五年間、対象額の限度額が二千万円という点では、これまでと変わりありません。

では、控除額がどれだけ違ってくるのか、モデルケースで試算してみましょう。

年末のローン残高が、例えば銀行一千万円、住宅金融公庫一千万円の計二千万円とします。この場合、これまでだと控除対象額は銀

行ローンの全額プラス住宅金融公庫ローンの半額ですから一千五百万円。控除率一%で十五万円が還付されたわけです。ところが、拡充後は住宅金融公庫ローンも全額が対象となりますから、控除額は同じ計算で二十万円になり、五万円の得になります。

増改築にも適用

もう一つの重要な改正点として、今回初めて増改築のローンにもこの制度が適用されることになりました。工事費が二百万円を超え、償還期間が十年以上という条件が

ありますが、書斎や子供たちの勉強部屋など手狭な家を広げる場合にも認めらることになったわけですから、覚えておきたいですね。

確定申告を忘れずに

ただ、六十三年一月一日以降に入居した人がこの制度の適用を受けるためには、最寄りの税務署に確定申告することが必要です。家の登記簿の謄本、抄本や売買契約書、住民票の写しなど必要な書類を用意して、二月二十六日から三月十五日までの期間内に確定申告することをお忘れなく。

納税は便利で安心な 口座振替をご利用ください

便利です

納期のたびに金融機関に、出掛ける必要がなくなります。

安全です

現金を持ち歩く必要がありませんので、紛失などの心配がありません。

安心です

納期をすっかり忘れても、納期限内に口座から自動的に振替納付されます。

申込み

あなたが利用している金融機関へ申し込んでください。

ご自分の資産を 確認しましょう

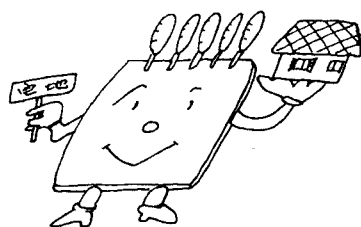
固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には、土地、家屋、償却資産の平成元年度の価格などが登録されています。

市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や課税価格などを確かめてください。

(1)縦覧期間

3月1日～3月20日
時間は午前8時30分～午後5時、土曜日は正午まで
(日曜・祭日を除く)

(2)縦覧場所 市税務課



お願い

各納税組合において、組合長が替ったり、組合員の加入や脱退等があった場合は、すみやかに市役所税務課に届け出をしてください。